

# オプションの発行と会社法

## 新株予約権制度の創設とその問題点

### 一 はじめに

平成二十三年一月に成立した「商法等の一部を改正する法律」により、新たに新株予約権制度が創設された。これは会社にいわゆるオプションの発行を一般的に認めるものであり、種類株式制度の改正と並んで、エクイティ証券の発行の自由化の一環と位置づけられる（注一）。

同様の制度は、「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案」（平成二十三年四月一八日・法務省民事局参考官室）（以下、「中間試案」と略称する）においても提案されていたが、中間試案と改正法の問には、形式・実質共に少なからぬ違いがある。本稿は、新株予約権制度の意義と問題を考えることを目的とする。叙述の順序は以下のとおりである。まず、新株予約権制度の概要について説明した上で（二）、発行手続に

東京大学助教授 藤田 友敬

ついて検討する（三）。次いで、特に今回の改正との関係で重要なと思われる、有利発行に関する考え方（四）とストック・オプション制度（五）の二点に関してやや詳細にみることとした。その後に新株予約権発行後の諸問題（新株予約権の行使・新株予約権の消却・株式交換との関係等）について触れ（六）、最後に新株予約権付社債に関して考えることとした（七）。

紙枚の関係上、すべての条文についての網羅的な検討をする余裕はないため、基本的な考え方において重要な部分に限って検討することにしたい。なお以下引用する条文番号は、特に断らない限り改正後の商法のそれを指す。

問題を考えることを目的とする。叙述の順序は以下のとおりである。まず、新株予約権制度の概要について説明した上で（二）、発行手続に

新株予約権とは、これを有する者が株式会社

### 二 新株予約権制度の意義

に対してもこれを行使したときに行使者に対する新株を発行しましたはこれに代えて会社の有する自己株式を移転する義務を負うものである（二八〇条ノ一九第一項）。会社が発行する株式をあらかじめ定めた価格で取得することができる権利（オプション）の発行は、従来は、ストック・オプションとして取締役・従業員に与える場合（改正前二八〇条ノ一九）および社債と組み合わせて発行する場合（改正前三四一条ノ二、三四一条ノ八）に限つて認められていたが、今後はオプション単体で発行することが一般的に認められるに至つたわけである。なお、従来から用いられてきた「新株引受権」という言葉を避け「新株予約権」なる新たな名称を取り入れたのは、新株引受権という用語がさまざまな異なる意味で用いられ、やや紛らわしいことから、オプションの場合について特に区別するために用語法を変えたとされている（注二）。

これまで商法はオプションの発行については非常に消極的なスタンスで臨んできた（注三）。このような姿勢の背後には、オプションが行使される場合には行使価額が常に株式の時価よりも低いはずであるから、オプションの発行には当然に有利発行類似の問題があるとの発想があつたようである（注四）。これに対して、オプションの発行を一般的に容認する改正法は発行されるオプションの内容と対価次第では当然に既存株主の利益を害するとはいえないとい

う前提に立つものであろう（ただし、有利発行規制に関しては後述のように大きな問題がある）。そうだとすると、改正法は単にオプションが発行できる場合を広げたといういわば量的緩和を行つたにとどまるものではなく、オプションの発行の性格についての従前の見方を根本的に改めたことになり、きわめて重要な意義を有する。

卷之三

は、有利発行に該当しない限り、取締役会決議によつて新株予約権の発行を決議し得る。取締役会においては、二八〇条ノ二〇第二項各号に規定する事項を除いて、これを要つて、別に定めて

規定された事由について説明する（参考されて  
いるのは、新株予約権の目的である株式の種類  
及数（一号）、複数の新株予約権に分割して發  
行する場合の發行する新株予約権の総数（二  
号）、新株予約権の払込期日（三号）、新株予約  
権の行使に際して払込みをなすべき額（四号）  
以下、本稿では「行使価額」と呼ぶ）、新株予約権  
の行使期間（五号）といった基本事項に加えて、  
その他の権利行使の条件（六号）、新株予約権  
の消却に関する事項（七号）、新株予約権の譲  
渡制限（八号）、新株予約権証券の發行（九号）、

たる目的として新株予約権を発行する場合はどうか（注七）。典型的には、発行会社に対する公開買付けであるとか、議決権の一一定割合以上が取得されたといった事由の発生を条件に新株予約権の行使が可能となるような新株予約権を数多く発行しておくことが考えられる。第三者が割当増資に関する主要目的ルールの考え方がある（注八）。一般的な安定株主工作と同次元のものだとみれば不公正發行とはならないという考え方もあるかもしれないが、もっぱら買収を阻止することを目的とした措置を全面的に容認することとなつてよいとするには抵抗もある。この点は、敵対的買収に対する一般的な評価に関わり、本稿の考察の範囲をはるかに超えるため、ここではこれ以上深入りしないが（注九）、いざれにせよ、条文上は新株発行の場合の規定がそのまま準用されているとはいっても、不公平發行の取扱いに関しては、新株発行の場合とは次元の異なる判断を迫られるという点だけは強調しておきたい。

なお、新株発行の差止めの規定は準用されていないが、新株発行無効の訴えの規定は準用されがなされた場合については、一般原則どおりにその効力を争うことになる。

四 亲核-亲核の有効発行

考え方

ションの発行時点におけるオプションの価額を計算し、それを見合う対価が支払われたか否かで有利発行か否かを判断する（オプションの価額に比較し、発行価額が大きく下回る

によつて、新株予約権の引受権を排除することによって、新株予約権の発行に際しては、既存株主に発行差止めの機会を与えるために公告あるいは株主への通知が要求される（二八〇条ノ二七ただし書）。

子給権の行使が可能なような新株子給権を設けるべきだといふ。第三章

このように買収の相手方も特定されていない段階で、一方で、本件は、事実上、買収の構成要素として、(1)買収の意思表示、(2)買収の意思表示の承認、(3)買収の意思表示の撤回、(4)買収の意思表示の撤回の承認、(5)買収の意思表示の撤回の撤回、(6)買収の意思表示の撤回の撤回の承認等が存在する。

(注八)一般的な安定株主工作と同次元のもので、とられる一般的の・事前予防的な措置についても、ただちに及ぶか否かは、はつきりしないこととなつてよいとするには抵抗もある。ただみれば不公正発行とはならないという考え方もあるかもしないが、もっぱら買収を阻止することを目的とした措置を全面的に容認することとなる。この点は、敵対的買収に対する一般的な評価に関わり、本稿の考察の範囲をはるかに超えるため、ここではこれ以上深入りしないが(注九)、いずれにせよ、条文上は新株発行の場合の規定がそのまま準用されているとはいっても、不公平発行の取扱いに関しては、新株発行

は、有利発行に該当しない限り、取締役会決議によつて新株予約権の発行を決議し得る。取締役会においては、二八〇条ノ二〇第一項各号に規定された事由について決議する。列举されてゐるのは、新株予約権の目的である株式の種類及数（一号）、複数の新株予約権に分割して発行する場合の発行する新株予約権の総数（二号）、新株予約権の払込期日（三号）、新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（四号）。以下、本稿では「行使価額」と呼ぶ、新株予約権の行使期間（五号）といつた基本事項に加えて、その他の権利行使の条件（六号）、新株予約権の消却に関する事項（七号）、新株予約権の譲渡制限（八号）、新株予約権証券の発行（九号）、

新株予約権の発行に際しては、既存株主に發行差止めの機会を与えるために公告あるいは株主への通知が要求される（二八〇条ノ二三）。新株発行の場合（二八〇条ノ三ノ二）とほぼ対応する規定であるが、新株予約権の内容に関する諸事項と並んで新株予約権の発行価額・行使権額の算定の理由（無償発行の場合にはその理由）が加えられているのが特徴である。新株予約権の発行の場合はその価値の算定が複雑であるために、有利発行か否かの判断に必要な情報の公表と差止め

う前提に立つものであろう（ただし、有利発行規制に関しては後述のように大きな問題がある）。そ�うだとすると、改正法は単にオプションが発行できる場合を広げたといふいわば量的緩和を行つたにとどまるものではなく、オプションの発行の性格についての従前の見方を根本的に改めたことになり、きわめて重要な意義を有する。

### 三 新株予約権の発行

新株予約権の行使によりなされる新株発行の際に資本に組み入れない額（一〇号）、新株予約権の行使により新株発行がなされる場合の利益配当の処理（二一号）、新株予約権の引受権（二二号）、有利発行に関する事項（二三号）、譲渡制限を設けた場合に株主以外に新株予約権を与える場合の相手方・割当数（二四号）である。会社が新株予約権の発行の際に株主に新株予約権の引受権を与える、いわば新株予約権の株主割当を行う場合（二八〇条ノ二〇第二項一二号）には、後述の有利発行の規制は被らないことになる。株式の譲渡制限のある会社では、新株予約権の引受権が株主に与えられることになる。

提供が必要だという理由から加えられたものと考えられる。このような趣旨からは、公告されるべき算定の理由は、有利発行か否かを判断するに十分な情報を持るものでなくてはならず、「市況その他を総合勘案し妥当な発行条件だと判断した」等といった抽象的なものでは不十分である。後述のように、有利発行か否かがオプションの対価の妥当性を基準に判断されるとすれば、オプション評価モデルによりオプション価額を算出する上で必須のデータ（たとえば、株式のボラティリティをいくうとして算出した発行価額なのかといった点）を適宜示す必要があると思われる（計算結果としてのオプ



けてしまい、それを前提に改正法の説明がなさざ

えてよいと思われる。

もしこの憶測が正しいとすれば、——現実にはA説とオプション評価モデルは相容れないためには——、立法関係者は将来の株価予想という発想で有利発行規制をとらえていたという点を重視しA説をとるか、オプション評価モデルの利便性を当然の前提としていたという事情をくんでB説に従つた解釈・運用を行うかという選択をしなければならないことになる。

なお、万一、改正法の解釈としてはA説をとらざるを得ないとしても、標準的な手法によつてなされたオプションの評価額を大幅に下回る額で新株予約権が発行された場合には、取締役の責任は生じるといわなくてはならない。すなわち、A説をとる限り、行使価額と発行価額の合計が行使期間の予想株価の平均値を上回れば有利発行にはならないにせよ、本来なら売ることのできる価額を大幅に下回る価額で新株予約権を発行することは、既存株主に対する責任を発生させることとなる（注三四）。

前述のような理由から、——表面的には立法関係者の説明と反する面もあるが——決して改正法の真に意図したこととは反するものでもないとする（注三二）。特にA説をとった場合、新株予約権発行の際の公告すべき事項の解釈に窮することになる。A説からは、行使期間中の予想平均株価の算出の理由を示さなくてはならないことになるが（注五参照）こういったデータは示しよがないのではないかろうか（注三三）。立法担当官もブラック・ショーリーズ・エーデルに基づく算出値等を開示対象と考えていたことも（注二九に引用した答弁の最後の部分参照）B説に従つた解釈をとるべき付加的な理由と考

改正法では、いわゆるストック・オプション制度は、取締役・従業員に対する新株予約権の無償の付与と位置づけた。いうまでもなくストック・オプションは、取締役・従業員の職務遂行の対価としての性格を有するものであるが、新株予約権の発行価額（オプションの対価）の払込みとしては、労務・サービスの提供はカウントせず無償による発行と整理したわけである（注三五）。改正法は、新株予約権の行使にみより新株発行がなされる場合、新株発行額を新株予約権の発行価額と行使価額の合計額とみなしており（二八〇条ノ一〇第四項）、形式的にみ限り、職務遂行をもつて新株予約権の対価と

正な対価を支払わせる形をとれば(その対価分、給与等を上乗せすることになる)、有利発行規制は避けることができるし、いつたん発行した新株予約権を会社が取得しこれを再交付するという形をとれば無償による付与も自由にできるのではないかと思われる(この点は後述六二参考照)。従来から擬似ストック・オプションは後者のような形をとってきたが(注三九)、改正法のものでも、こういうやり方が禁じられたと解する理由はないようと思われる(ただし、平成一四年五月の改正によりストック・オプションが報酬規制の範囲に含められることとなつたため(二六九条一項三号)そちらの規制に服すことになる)。

は、平成一三年改正によつて新株発行と同様の規制が加えられたこととなつた（二二一条）のに対し、新株予約権の処分については同様の手当ではなされておらず、自由な処分が可能だと解さざるを得ないのではないかと思われる。少なくとも立法論的には問題があるところであつた。

元  
新林二、紅林の行伍・清志等

新編二編の行便

限定（改正前二八〇条ノ一九第一項）、行使期間の制限（改正前二八〇条ノ一九第四項）、付与の数量制限（改正前二八〇条ノ一九第三項）が撤されたことに加え、「取締役又は使用人の氏名」（改正前二八〇条ノ一九第二項）について決議が必要もなくなった。このため決議要件は加重されたとしても、ストック・オプションの運用の機動性と柔軟性はるかに高まつたといえる（注四〇）。なお、従来のストック・オプション制度の利用の際に要求されていた「正当の理由」（改正前二八〇条ノ一九第一項）は不要となつた。オプションの発行を一般的には禁止していた法規のところで特に例外的に認めるために課せられ

六 新株予約権の行使・消却等  
新株予約権の行使する者は、請求書に新株予約権証券を添付して会社に提出し（新株予約権証券が発行されていない場合には添付は不要）、行使価額全額を払い込む（二八〇条ノ三七）。新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合額は、行使価額と新株予約権の発行価額の合額とされ、この額の二分の一以上は資本に組み入れなくてはならないことになる（二八四条ノ二第一項）。

新編二編

〔正当の理由〕に行使条件に関する制約を読み込む解釈も主張されていただけに（注四一）、この文言の撤廃は実質的にも妥当だと思われる。

## 2 新株予約権の消却等

卷之三

は、平成一三年改正によつて新株発行と同様の規制が加えられることとなつた（二二一一条）のに対し、新株予約権の処分については同様の手当ではなされておらず、自由な処分が可能だと解さざるを得ないのではないかと思われる。少なくとも立法論的には問題があるところであろう。

(改正前一八〇条ノ一九第一項)は不要となつた。オプションの発行を一般的には禁止していた法規のもとで特に例外的に認めるために課せられていた要件であるから、誰に対しても自由にオプションを発行してよいこととなつた以上、撤廃されるのが論理的である。しかも、従来「正当の理由」に行使条件に関する制約を読み込む解釈も主張されていただけに(注四一)、この文言の撤廃は実質的にも妥当だと思われる。

なお、以上はあくまで新株予約権の発行という側面に着目した規制であって、ストック・オプションには、取締役に対する報酬規制として規制されるべき側面もある。この点については平成一四年の通常国会における商法改正において実現した(平成一四年五月改正後の商法二六九条一項三号、同二項参照)。

新株予約権については、あらかじめ会社が新株予約権を消却できる事由を定めておくことによつて、当該事由の発生によつて、取締役会決議によつて新株予約権を消却することができる（二八〇条ノ二〇第一項七号、二八〇条ノ三六）。

会社が自ら発行した新株予約権を取得し保有することは、少なくとも新株予約権証券が発行される場合には可能であろう（注四二）。しかし、取得した新株予約権を行使して自己株式を取得することは、二二一〇条の脱法として許されないと解すべきである（注四三）。これに対して、いつたん取得した新株予約権を再譲渡する（ノ第二項）。

で新株予約権に係る義務が承継される旨を決議し、株式交換契約書あるいは株式移転についての承認決議によつて、完全親会社に新株予約権に係る義務が承継される（三五一条・三六四条）。義務が承継されるというのは、完全子会社の発行する新株予約権を有する者は、その権利の行使によって、完全親会社の株式を取得し得るようになるということである。なお、株式交換・株式移転の際には、完全親会社が義務を承継するのではなく、それを機に新株予約権を消却する旨を定めることも可能である。

新株予約権の発行決議においては、完全親会社によつて義務の承継がなされるということに加えて、新株予約権の目的となる親会社の株式

することは、発行価額の一部につき労務出資を

の種類および新株予約権の内容に関する「事項の決定の方針」(三五一条第一項二号、三六四条三項二号)を決議することになる。(二)で「方針」で足りるところは、株式交換・株式移転によって完全親会社となる会社も決まつてない(あるいはそもそも存在していない)段階でなされるものであるから、具体的な決定は不可能であるといふことがある(注四四)。しかし、「方針」とはいえ、株主・新株予約権者の保護のため、ある程度具体的なものであることが要求され(注四五)、「取締役会において妥当と考える条件を株式交換契約書で定める」というような書き方では足りない。

具体的にはいろいろな「方針」が考えられる。もっとも単純なやり方は、完全子会社と完全親会社の株式の価値あるいは株式交換・株式移転比率にそのまま比例させて、新株予約権の行使によつて取得する株式数を調整するというやり方であろう。株式のオプションの価値は、必ずしも原資産の価値に比例するわけではないから、もし株式交換・株式移転の情報がまったく新株予約権の市場価額に織り込まれていないとすれば、このような調整をすると株式交換・株式移転時点で、株主・新株予約権者間の利益移転が生じることになる。株式交換時点での新株予約権のオプション価値の評価(流通市場があれば時価)と完全親会社株式に対する新株予約権のオプション価値の評価(流通市

場があれば時価)との比率で調整するということともちろん考えられるが、そのような「方針」でなければ許されないということにはならない。仮に前述のような「方針」で発行された以上は、その点も含めて新株予約権の価値が評価され、発行・流通すると考えるべきことにならう。

株式交換・株式移転以外の組織再編がなされる場合については、今回は特に手当てがなされなかつた(注四六)。合併の場合は存続会社・新設会社が消滅会社の権利義務を承継し、会社分割の場合には分割計画書・分割契約書の記載に従つて承継会社が権利義務を承継するので、特に規定はなくとも、合併契約・分割契約等の取り決めで、新株予約権に係る義務を承継させることができると考へられるようである(注四七)。改正法は、そもそも契約書あるいは株主総会決議の記載によつて承継させることができると考へられるようである(注四七)。改正法は、そもそも契約書あるいは株主総会決議の記載によつて承継させることができると考へられるようである(注四七)。

株式交換・株式移転についてなされた改正法の手當にて別段異論があるわけではないが、オプションと企業再編の関係で從来から立法の必要が説かれてきたのは、むしろ、企業再編の際にオプションが無為に消滅することを防止することである。

――たとえば、典型的には合併の際に存続会社に規定はなくとも、合併契約・分割契約等の取り決めで、新株予約権に係る義務を承継させることができると考へられるようである(注四七)。改正法は、そもそも契約書あるいは株主総会決議の記載によつて承継させることができると考へられるようである(注四七)。

株式交換・株式移転についてなされた改正法の手當にて別段異論があるわけではないが、オプションと企業再編の関係で從来から立法の必要が説かれてきたのは、むしろ、企業再編の際にオプションが無為に消滅することを防止することである。

――たとえば、典型的には合併の際に存続会

## 七 新株予約権付社債

### 1 改正法のもとでの転換社債・新株引受権付社債

改正法は、從来の転換社債と新株引受権付社債を、新株予約権と社債との組合せであると整理し、新株予約権付社債として規定する(三四一条ノ二以下)。転換社債の場合は、「新株予約権を使用せんとする者の請求あるときはその新株予約権を付せられたる社債の全額の償還に代えて……払込たりたるものと為す」という定め(三四一条ノ三第一項七号)をして発行することになる。いわば代用払込的に構成することとしたわけである。もとより改正法は、從来の実務どおり、「転換社債」「ワラント債」といった通称を使い続けることを妨げるものではないといわれている(注四九)。

## 2 社債の発行価額、新株予約権の発行価額

条文の規定の仕方との関係で、若干気になる点を拾つておこう。三四一条ノ三第一項は、社債の発行価額(一号)、各新株予約権の発行価額(二号)を決議しなくてはならないとする。この各々の文言をどう読むべきかは、必ずしもはつきりしない。從来転換社債・新株引受権付社債について、通常は発行価額として社債額を払い込みを払い込ませ、特にオプションの部分について「発行価額」を定め、その金額を払い込ませるというやり方はとらず、普通社債よりも利息が安く設定されることによって実質的にオプションの対価の支払いに充てるという仕組みをとつてきた。そこで、これらは改正法上どのようにならうに読むかが問題となる。

### (1) 区分処理を前提とした処理

まず考えられるのは、新株引受権付社債に関する会計処理である区分処理の考え方(注五〇)を前提として、新株予約権部分の価値を算出し、それを新株予約権の発行価額として決議し、純粋の社債部分に対応する価額を社債の発行価額として決議しなくてはならないとみる読み方である(注五一)。これによると、たとえば、從來の新株引受権付社債を例にとると、投資家が払い込む総額が一〇〇である場合に、仮にオプション部分の評価額が二〇であるとすれば、社

債の発行価額は八〇、新株予約権の発行価額は二〇として、各々、三四一条ノ三第一項二号、二号の決議を行うことになる。これが条文の文言からは一番素直な読み方であろう。

もつとも、この読み方だと、從来は転換社債の会計処理として区分処理は行われていなかつたところ、新たに区分処理が強制されることになると、実務からの反発が予想される(注五二)。もちろん、これに対しては、転換社債と新株引受権付社債で会計処理が異なつていたこと自体がおかしかつたとの反論もあり得るが、改正法がこの点を改めさせようという意図であったのかどうかは定かではない。

しかし、以上の解釈をとると、從来の転換社債(代用払込を利用する新株引受権付社債も同様)以下同じ)について、次のような疑義が生じるのであれば、というのではなく、改正法では、從来の転換社債を新株予約権者の請求により、新株予約権を付せられたる社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使価額の払込みがあつたものとみなすもの(三四一条ノ三第一項七号参照)と扱つていいが、同時にこの難点に着目し、三四一条ノ三第一項七号、八号の定めをした場合には、三四一条ノ三第二項一号にいう「社債の発行価額」は、新株予約権の発行価額と純粹の社債部分の発行価額との合計額を決議する――その限りで区分しない――、という解釈をとることも考えられなくない(なお、この場合も新株予約権の発行価額 자체は決議しておらず、会計的にも区分処理がなされることになる)。前述の例でいうと、第二号の決議は二〇について行い、第一号の決議は一〇〇全額について行うことになる。その結果、社債の償還価額は一〇〇となる(三四一条ノ三第二項)。これに対して、三四一条ノ三第一項七号、八号の定め

社・新設会社がオプションに係る義務を承継する義務を認める――ということについてであつた(注四八)。新株予約権を単独で発行することを認め、商法がその経済的価値を正面から認めるに至つたことに伴い、こういった手当てを図ることも当然検討に値したはずであるが、それはなされなかつたわけである。

得のために払い込むべき額」という関係が成り立つてゐたところ、前記のような解釈をとると、投資家が全体として払い込んだ額(一〇〇)・社債の発行価額・償還価額・行使価額が異なるという意味で、從来の転換社債とは異なる投資商品となつてしまつ。逆にいえば、「投資家の払い込んだ額=償還価額+新株の取得のために払い込むべき額」といふ從来の転換社債そのものの商品設計をするためには、困難が生じることになる。

(2)三四一条ノ三第一項七号、八号の定めのある場合について修正する処理

(1)の考え方について述べた最後の難点に着目し、三四一条ノ三第一項七号、八号の定めをした場合には、三四一条ノ三第二項一号にいう「社債の発行価額」は、新株予約権の発行価額と純粹の社債部分の発行価額との合計額を決議する――その限りで区分しない――、という解釈をとることも考えられなくない(なお、この場合も新株予約権の発行価額 자체は決議しておらず、会計的にも区分処理がなされることになる)。前述の例でいうと、第二号の決議は二〇について行い、第一号の決議は一〇〇全額について行うことになる。その結果、社債の償還価額は一〇〇となる(三四一条ノ三第二項)。これ

めのない場合には、社債の発行価額とは新株予約権の発行価額を除いた純粋の社債部分の価値だと扱う（注五三）。このように解することができるなら、「投資家が払い込んだ額は償還価額」新株予約権の行使に必要な額」という現状どおりの関係を維持できる。しかし、三四一条ノ三第一項七号、八号の定めの有無で社債発行価額の読み方を変えるのは、いかにも技巧的だつて比例はない。

(3) 転換社債・新株引受権付社債等の批評

する処理

最後に、既に述べたように社債の発行価額とその償還額の額面額のことであるとの理解に立ち、従来の新株引受権付社債や転換社債は、新株予約権を無償で発行したもの（三四一一条ノ三第一項二号かつこ書）として処理することも、考えられなくはない。従来の転換社債・新株引受権付社債は、改正法のところでは、利率が通常より安い社債と新株予約権の無償発行との組合せと扱うことになる。しかし、無償発行だとすると、新株予約権の有利発行とはオプションの評価額に満たない額で発行することだとする考え方（前述B説、本書八九頁）からは常に有利発行になつてしまい、株主総会特別決議が必要だとなつてしまふのではないかという疑問が生じる。この点、説明したA説をとれば、無償発行であつても行使価額が「合理的に予想された株価」以上に設

は、改正法では撤廃された。

從來の規制は、商法はオプションの発行を一  
条件の総額が現に存する新株引受権付社債の総  
額を超えないときに限り償還および消却をする  
という条件を付けた新株引受権付社債であれば  
取締役会決議で発行できるとされていた（改正  
第三四一条ノ八第四項ただし書）。これらの規制  
は、改正法では撤廃された。

一般的には容認していないところ、新株引受権付社債はオプションの一種であるから、古くから認められている転換社債のアナロジーがよく範囲で認めようという趣旨だと説明されてきた（注五六）。しかし、そもそもオプションの発行法は原則として認めないという一般原則が改正法によつて放棄された以上、こういつた規制はその前提を失うことになるわけであり、その撤廃は当然であるといえる。

ノ  
ム  
ク  
乙

オプション制度の合理化は、わが国の商法にしつても重要な課題である。改正法が従来の経済的に合理的な説明のつかない禁止・制限を撤廃したのは妥当であるし、ストック・オプションの場合をも含めたオプション発行の包括的な

定されていれば有利発行にはならないとされる余地があるが（注五四）、A説をとることが妥当ではないことはすでに繰り返し述べた。

それではB説を前提としつつ、従来の転換社債や新株引受権付社債は新株予約権について特に発行額に相当する金額を払い込ませないと對価であるということを有利発行か否かの判断に当たっては考慮する（この局面では実質的に無償発行とは扱わない）という解釈は可能であろうか。従来から、転換社債・新株引受権付社債の有利発行について、「特に有利なる転換の条件」（改正前三四一条ノ二第三項）、「特に有利なる内容の新株引受権」（改正前三四一条ノ三第三項五項）という文言にもかかわらず、社債の利息をも考慮して有利発行か否かを判断すべきであるとの解釈が有力に主張されてきた（注五五）。

ただ改正法は、わざわざ社債と新株予約権の発行価額を別途決議させた上で、新株予約権の部分について「特に有利なる条件」の発行かどうかを問題にしており（三四一条ノ三第三項による二八〇条ノ二の準用。公告等の内容も、新株予約権部分についてのみなされる。三四一条ノ一五第三

3 ワラントの額お

従来、各新株引受権付社債に付される新株引受権の行使の結果発行する株式の発行価額の総額は、各社債の金額を超えてはならないとされ

は適切だと思われる。他方、抜本的な改正であるにもかかわらず、依然オプションの経済的価値と構造を正当に評価し取り込んだものといえども、かどうかについて危惧を抱かざるを得ない解説がなされていることは、有利発行規制に関する限り述べたとおりである。また、転換社債の取扱いのように、実務に意図せざる混乱をもたらしかねない部分もある。しかし、仮に若干の不備があつたとしても、それはそれとして、できる限り合理的な利害調整が可能な解釈・運用を一日でも早く確立し定着させるよう努めるようにならなければならない（注五七）。新株予約権制度の運用に際しては、市場関係者や法律家による誤智と良心に朝寺（ことひ）。

証券の利率が安いことは資金調達のコストが低いことにはならない。「社債の堅実性と株式の投機性を兼ね備えているので会社は」の方法により容易かつ有利に資金を調達できる」ところ表現をみかけることもあるが、裏を返せば双方の特質を薄めてしまった中途半端な証券ともいえ、メリットと云つていいかどうかはよくわからない。

オプション自体が持つ積極的な役割として從来から指摘があるのは、いわゆる負債のエージェンシー・コストを削減する機能 (Richard C. Green, Investment Incentives, Debt, and Warrants, 13 Journal of Financial Economics 115 (1984); Robert A. Haugen and Lemma W. Sembert, Resolving the Agency Problems of External Capital Through Options, 36 Journal of Finance 629 (1981)) である。

証券の利率が安いことは資金調達のコストが低いことにはならない。「社債の堅実性と株式の投機性を兼ね備えているので会社は」の方法により容易かつ有利に資金を調達できる」といった表現をみかけることもあるが、裏を返せば双方の特質を薄めてしまった中途半端な証券ともいえ、メリットといつていいかどうかはよくわからない。

(注) オプション系の証券の発行に、—インセンティブ報酬の設計は別とするに——、いかなる経済的な意義があるのかという点は、理論的にはなかなか興味深い。転換社債 新株引受権付社債に関して会社法の教科書類にみられる「転換権あるいは新株引受権が甘味剤（スウイートナー）として機能することになるので、発行会社としては、社債の利率をそれよりも低く定めることができ、資金調達のコストを下げることができる」といった類の説明は、——誤

存株主の富がオプションの取得者に流出したといわれる。(後述四四参照)

だと、転換社債はもちろん、これまで会計上区分処理がなされてきた新株引受権付社債についてまで、区分処理がなされなくなってしまうのではないかとの疑念もある（従来の転換社債に当たる場合のみ、新株予約権を無償で発行しても有利発行とは扱わないとする解釈をとることは、説明が困難であろう）。



(注一九) ブラック・ショールズ・モデルによるオプション評価のために、原資産（ここでは株式）のボラティリティを知る必要がある。当該発行会社のオプションが売買されなければもちろんあるが、少なくとも株式が上場されればストリカル・ボラティリティは一応合理的に推計し得る（ハル・前掲書（注一三）三五二頁以下参照）。ただし、この推計に当たってさまざまな操作の可能性は否定できない。ただ店頭公開前のベンチャーカー企業等については、信頼できるデータはとりにくいであろう。そもそも、こういう企業については株式の評価自体がすでに困難であり、その結果通常の新株発行ですら有利発行規制が実効的にはなし得ないとすれば、オプション評価モデルの信頼性の問題ではないといったほうがフェアかもしない。

(注二〇) 若杉敬明・企業財務（東京大学出版会、一九八八年）の「はしがき」に次のような記述がみられる。「ほか額面価額で発行された転換社債が、市場で流通が始まると、たちまち何割も値上がりする。これは明らかに、発行条件の決め方が間違っているからであり、転換社債の発行条件が有利すぎるのである。ということは、既存株主にとって不利であるということであり、その犠牲の上に社債権者が利益を得ているのである」（同書二二二頁）。実態のより詳細な紹介として、川北英隆「転換社債の発行条件の適正化（商事法務）一四八号一八頁（一九八八年）参照。またオプション評価モデルを用いた厳密な実証研究として、大嶽文伸・小田信之・吉羽要直「転換社債の市場価格分析とリスク管

理」金融研究一七巻五号八三頁（一九九八年）参照。

(注二一) 江頭憲治郎「ストック・オプションのコスト」「竹内昭夫先生追悼論文集・商事法の展望——新しい企業法を求めて——」（商事法研究会、一九九八年）一七五頁。なお、たとえ有利発行規制が不十分であつても、経営者が既存株主の利益を忠実に守るうとしていれば、さぞまざまな操作の可能性は否定できない。ただ店頭公開前のベンチャーカー企業等については、信頼できるデータはとりにくいであろう。そもそも、こういう企業については株式の評価自体がすでに困難であり、その結果通常の新株発行ですら有利発行規制が実効的にはなし得ないとすれば、オプション評価モデルの信頼性の問題ではないといったほうがフェアかもしない。

(注二二) 前田・前掲（注一）等。山下友信「新株引受権附社債」竹内昭夫編・特別講義商法（有斐閣、一九九五年）三七六頁、三八五頁は、こういう解説論に対して「それがなぜなのかの説明は必ずしも十分になされているとはいえないようと思われる」と批判する。

(注二三) 稲葉・前掲（注三）四〇八頁、関俊彦「新株引受権附社債が提起した問題」民商八六卷一号二〇頁（二九五〇年）二四（一九八二年）。

(注二四) 江頭・前掲（注七）七九頁は、「新株予約権の価値といつもののがはつきり認識された」とし、新株予約権の発行価額の公正性は、いわゆるオプション評価モデル……で算定された

ものということになるとする。

(注二五) 藤田友敬「中間試案の解説①株式に関する部分を中心として」法律のひろば五四巻七号二一頁、一六頁（二〇〇一年）。

(注二六) 前田・前掲（注二）七〇頁によると、「特に有利な条件」という表現をつけたのは、新株予約権の場合には、発行価額のみならず行使期間・行使条件等が問題となるからだとされる。B説の発想に従えば、行使期間・行使条件・消却条件は当然オプションの価値の評価に因だとはもちろんいえない。こういった形で既存株主からオプション所持人に利益移転を行うことにはかかる人間がいかなる利益を有していたのか、現実にどういう動機でオプション系の証券が売り出されていたのかという点は、——さぞまざまな憶測・噂の類はあるが——はつきりしない点が多い。

(注二七) 前田庸「商法等の一部を改正する法律案要綱の解説——株式制度の見直し・会社関係書類の電子化等——」本書七一頁（二〇〇一年）は、改正法の要綱案について、「新株予約権の行使によって発行される新株の発行価額（新株予約権の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額）が新株予約権の行使期間における合理的に予想される時価より低い場合に有利発行になる」とし、A説の考え方によることを明言している。国会審議の場における立法関係者の説明もA説を基本としたものには十分理解できない。

(注二八) 有利発行の意義をめぐる質疑は何度か行われているが、たとえば「新株予約権発行時点において払い込まれる新株予約権の発行の対価がござります。それと、その予約権の行使時点に払い込むべき権利行使額がござります。この合計が、その新株予約権の発行時点において予測されます権利行使期間における株価の平均値、これより特に低額である場合には特に有利になる条件」ということになるわけございます」（平成一三年一月二〇日の参議院法務委員会における小川敏夫議員の質問に対する山崎潮民法務局長の答弁）という説明がなされ、明確にA説の立場が示されている。これらのやりとりは国會議事録検索システムのウェブサイト（<http://kokkankai.go.jp/>）で入手できる。

(注二九) 立法担当官は、将来の予想株価に関しても、「ただいま申し上げましたように、権利行使期間、例えは三年後とかの一年間とか、そういうふうに仮に定めたとしますと、その期間中における株価の平均値ということになりますから、予測値であるわけござります。それで、これをどういうふうに出すかということでございますけれども、これは、例えば市場価格がある株式を典型例でちょっととりたいと思いますけれども、この平均値の出し方でござりますけれども、特定の株式の変動の仕方と一応同様なものになるということが多いという経験則がございまして、これを前提といたしまして、その動きから当該株式の株価のはらつき度合いを求

である。次注参照。

(注二八) 有利発行の意義をめぐる質疑は何度か行われているが、たとえば「新株予約権発行時点において払い込まれる新株予約権の発行の対価がござります。それと、その予約権の行使時点に払い込むべき権利行使額がござります。この合計が、その新株予約権の発行時点において予測されます権利行使期間における株価の平均値、これより特に低額である場合には特に有利になる条件」ということになるわけございます」（平成一三年一月二〇日の参議院法務委員会における小川敏夫議員の質問に対する山崎潮民法務局長の答弁）という説明がなされ、明確にA説の立場が示されている。これらのやりとりは国會議事録検索システムのウェブサイト（<http://kokkankai.go.jp/>）で入手できる。

(注二九) 立法担当官は、将来の予想株価に関しても、「ただいま申し上げましたように、権利行使期間、例えは三年後とかの一年間とか、そういうふうに仮に定めたとしますと、その期間中における株価の平均値ということになりますから、予測値であるわけござります。それで、これをどういうふうに出すかということでございますけれども、これは、例えば市場価格がある株式を典型例でちょっととりたいと思いますけれども、この平均値の出し方でござりますけれども、特定の株式の株価の変動の仕方と一応同様なものになるということが多いという経験則がございまして、これを前提といたしまして、その動きから当該株式の株価のはらつき度合いを求

めるといういわゆる統計手法がございまして、その統計手法で権利行使期間中に特定の価格になるという確率を算出いたします。それで、その特定の株価に確率を乗じたもの、この数値を出してしまして、その間に幾つかの株価になる確率があるわけござりますけれども、それを全部合算をいたします。合算をいたしますと予測値が出てくるということで、これは現在の実務でもこういう方式で計算をしているということです。先ほど私が御説明したものでござりますけれども、これで算定をいたしまして開示をしていくという実務で現に行われているということございまして、これを法制化するということです。先ほど私が御説明したものでござりますけれども、これが算定をいたしまして開示をしていくという実務で現に行われているということです。江頭（傍点筆者）と答弁しているところによると、「現実に現在の株式の実務におきまして、これは、ブラック・ショールズ・モデル」と言われているようですが、ござります。」とした上で、「現実に現在の株式の実務におきまして、これは、ブラック・ショールズ・モデル」と言われているようですが、ござります。」とした上で、「現実に現在の株式の実務におきまして、これは、ブラック・ショールズ・モデルだけを参考文献として挙げておられます。」（第一一章）だけを参考文献として挙げておられます。江頭（傍点筆者）と答弁しているところによると、「現実に現在の株式の実務におきまして、これは、ブラック・ショールズ・モデルだけを参考文献として挙げておられます。」としたがつて、将来の株価の予測に依拠するA説の発想とブラック・ショールズ・モデルとは、原理的に相容れない。もし有利発行規制に際して何らかの形でブラック・ショールズ・モデルの助けを借りようとするなら、——それは現在のオプション取引の実務からみても自然かつ当然だと思われるが、オプションの対価の妥当性を直截に問題とするB説に基づく規制を前提とせざるを得ないのである。

(注三一) これが、注二八、二九で引用した立法関係者の答弁の一一番素直な解釈だと思われる。

(注三二) ちなみに、法制審議会法部会における「商法等の一部を改正する法律案要綱案」の審議に関する議事録（平成一三年八月八日、平成一三年八月二二日分。いずれも法務省のウェブサイト <http://www.moj.go.jp/> で入手可能）を読むと、「新株予約権の公正価値」を認識し、それに見合う対価がない場合には有利発行であるといった整理が示されており、むしろB説的な発想を前提に議論がなされていたようにもみ

える。

(注三三) いささかくどいかもしないが、ブラック・ショールズ・モデル等のオプション評価モデルでは将来の株価の予測値は与えられないからである。

(注三四) ただし、エンフォースメントに関するは、二二六条ノ三によつて個々の既存株主が自己の被つた損害を訴えるということにならざるを得ないと思われる。もし、取締役が会社に賠償するすれば、それは新株予約権の価値にも反映してしまい、安い値段で新株引受け権を取得した者までウインド・フォールを得てしまうからである。この点は、新株の有利発行についても同様の問題があるところである。(藤田友敬「自己株式取得と会社法(上)」商事法務一六一五号一五頁注四五(二〇〇一年)参照)。

(注三五) 前田・前掲(注七)七一七二頁。

(注三六) 二八〇条ノ二〇第四項が、新株予約権の発行価額を新株発行価額に算入することとしたのは、オプションの対価を資本取り扱いすることを明確にすることが一つの目的だと思われる(現行の実務については、後掲(注五〇)参照)。改正法の整理は形式論理としては確かに整合性があるが、資本充実の原則から財産出資であることが要求される範囲と会計上の資本取引の範囲は常に一致しなくてはならないのかといふことも決して自明ではないようにも思われ、資本制度の抜本的な見直しの一環として検討されるべき必要がありそうだ。

(注三七) 前述の A 説からすれば、新株予約権の行使価額が十分高ければ無償発行であつても有

会社が自らの発行したワラントを行使することが許されることは異論がなかつた。しかし同改正後は、自己株式取得そのものは許容し、ただ自己株式の「買受け」の場合には二二〇条の手続によらなくてはならないとされたために、形式論だけいえば、会社が自らに対する新株予約権を行使することも「買受け」によらない自己株式取得として許容されるという解釈も不可能ではなくなつた。しかし、実質的には二〇条の自己株式買受規制の潜伏になるという理由で禁止されると解すべきである。

(注三四) 前田・前掲(注七)八〇頁。

(注四五) 前田・前掲(注七)八〇頁。

(注四六) さまざまな企業再編的局面におけるオプション所持人の権利についての帰趨とあるべき調整については、藤瀬裕司「株式のコール・オプションと企業再編(1)(2)(3)」金融法務事情一六一七号二五頁、一六一八号六七頁、一六一九号四〇頁(二〇〇一年)参照。

(注四七) 前田・前掲(注二七)七九一八〇頁。

從来から、ワラントに関する義務は当然には合併の存続会社・新設会社に承継はされないが、合併契約で承継する旨の約定をすることは妨げられないと理解されてきた。山下・前掲(注二二)三九〇頁等参照。会社分割の場合も同様であろう。

(注四八) 鴻 前掲(注一〇)三四一条ノ二注釈一九等。解釈論として転換権の承継を認める見解として、新版注釈会社法(1)(有斐閣、一九八六年)二〇三条注釈一三(今井宏執筆)、中東正文・企業結合・企業統治・企業金融(信山社、

利発行にならないケースも理論的にはあり得るが、ストック・オプションの場合、経済的にはあくまで職務遂行の対価として与えられているのであるから、たゞ A 説の立場を前提とするとしても、職務遂行の価値を発行価額に算入しないという前提だと、やはりその分有利発行になるといわざるを得ないと思われる。

(注三八) 従来から自己株式方式・新株引受け権方式いずれの方式による場合も特別決議を要求すべきだとしてきた立場からは、今回の改正は妥当なものとの評価もある(前田・前掲(注二七)七二頁)。しかし、ストック・オプション制度は株主総会の普通決議によるという方向で揃えるべきであるという意見も有力であり(たゞえば、森本滋「議員立法による商法改正」林良平先生誕生論文集刊行委員会編・現代における物権法と債権法の交錯(有斐閣、一九九八年)三九九頁)、中間試案は基本的に後者の考え方によつていた(第五の十)。

ただ、今回特別決議を要求する趣旨は、改正前二八〇条ノ一九の場合とは意味合いが異なることに注意しなくてはならない。すなわち、従来はそもそもオプションの発行それ自身を有利発行と目する発想が強かつたため、ストック・オプションについてはその例外として「正当な理由」がある場合にのみ認めるとともに、有利発行規制と同様の規律をするということが当然視された。これに対して、改正法は、オプションの発行それ自体は発行の対価さえ正当であれば問題はないとの前提に基づき原則的に解禁したため、この点はもはや特別決議の論拠たりえ

ないはずである。特別決議が要求されることの理由は、本文で述べたように、新株予約権の発行価額も新株の払込価額とみなしたことから、職務遂行をもつて新株予約権の発行価額の対価と扱うことができなくなつたという、かなり技術的な点に求めざるを得ない。

(注三九) 模擬ストック・オプションの実務(新訂版) (商事法務研究会、二〇〇〇〇年三〇三頁以下参照)。

(注四〇) 棚下・前掲(注七)六七頁参照。

(注四一) 「正當な理由」とは、ストック・オプション制度の趣旨からして、付与対象者に発行会社の株価を上昇させようとするとするインセンティブを与えることだと考えられるが、このことから新株予約権(改正前の用語法では新株引受け権)の行使価額は決議当時の株式の時価を下り得ないとする見解があった(前田庸・会社法入門第四章)。

ただし、たゞ行使価額が決議当時の時価を下回つていたとしても、引受け権の譲渡が禁止されており、かつ行使期間が将来に設定されている限り、賦与対象者は発行会社の株価を上昇させるインセンティブを有するはずであり、あえてオプションについてはその例外として「正当な理由」がある場合にのみ認めるとともに、有利発行と同様の規律をするということが当然視された。これに対して、改正法は、オプションの発行それ自体は発行の対価さえ正当であれば問題はないとの前提に基づき原則的に解禁したため、この点はもはや特別決議の論拠たりえ

(注四二) 平成二三年通常国会による改正前は、自己株式取得が原則的に禁止されていたため、

販売による収益をもつて外貨建

ワラント債の発行が激減し、区分処理が必要な

転換社債へのシフトが生じたといわれている

(一九九五年版増資白書)商事法務一三九三号五四一五五頁(一九九五年)参照)。

ただ、そもそも決議事項と会計処理のあり方とが必ず一致しなくてはならないかどうか、実は自明ではなく、三四条ノ三第一項七号、八号の定めのある場合には、区分処理をしない

会計処理が許されるということも可能であるとの解説もあり得ないではない。

(注四三) 前述の例でいうと、第一号の決議とし

て二〇の額について行い、第一号の決議については二〇一二〇一八〇について行う。ただし、この場合に社債の額面(償還額)は一〇〇とし

て発行する(三四一条ノ三第一項七号、八号の決議はしないので、三四一条ノ三第二項の規制は及ばないから、こういう取り決めもできる)。

(注四五) 前田・前掲(注二七)七八頁は、A 説

に沿って、新株予約権部分だけについて、予想

平均株価×行使価額+新株予約権の発行価額で

あればよいとする。

(注五五) 鴻・前掲(注二〇)注釈三〇、山下・

前掲(注二二)三八五頁。

(注五六) ただし、ここでは立ち入らないがこの規定の性格づけについては、政策的な制約か内在的制約かといった理解の違いがあり、このことと関連して、三四一条ノ八第四項ただし書の規制が、発行後にも及ぶのかということが議論されてきた。こういった点の詳細については、竹内・前掲(注三二七二頁以下、稱葉・前掲

(注三三)四一一頁参照。

(注五七) まちがつても、条文や答弁の片言隻語を奇貨として、「将来の株価の予想は困難であるから、行使価額を発行時の時価より高く設定しておけば特別の事情のない限り、特に有利な内容の新株予約権を付したということにはならない等」といった、かつての解説・慣行の復活・定着をもくろむよくなことがあってはならない。

〔付記〕

脱稿後、日本証券業協会・転換社債に関するワーキング・グループ「商法改正に伴う転換社債の取扱いについて」(平成二四年二月二八日)に接した。同報告書によると、①従来の転換社債は、発行時の決議事項として新株予約権の発行価額を無償として発行するものとし、②その場合も行使条件等の設定によつては有利発行とはならない場合があり得る整理する(同報告書六頁参照)。本稿の七二で述べた整理でいえば、③の考え方によるものということ

にならう(ただし、従来のフランク債について、同

様の議論が可能かどうかについては明示的には述べていない)。なお、②の「行使条件等の設定によつては」有利発行とはならない場合があり得るという表現は、有利発行について述べたA説(行使価額が

初期の行使価額の水準に加え、将来の行使価額の修正条件、社債の年限、利率(普通社債との格差、行使可能期間等を勘案)するとしており、社債の利率をも考慮する考え方)ようである。

ただ、本文でも述べたように、改正法が、オプションの価値をきちんと評価させ、その対価の公正さを問題としようとするものだとすれば(本稿四四

(本書九一頁)参照)、無償発行という形態をとった上で条件を総合判断することで有利発行か否かを決めるというやり方に違和感が残ることは否めない。

たとえば、このような総合判断を前提とする場合、公告に際して開示される「無償にて新株予約権を発行する場合にはその理由」(三四一条ノ一五第三項

で準用する二八〇条ノ二三)としては、一体どういう情報を提供することになるのであろうか。こうい

う整理の仕方を前提とするに、オプション価値の算定に関する情報を開示させようとする改正法の趣旨に沿つた開示(本稿三二(本書八八頁)、四四(同書九一頁)参照)がなされる期待は薄いと思われる(なお、同報告書四頁参照)。

改正法の解説として前記のような考え方によることがやむを得ないとしても、いつまでもこのような解説で対処することは望ましくなく、立法論的な手

当たがなされることが望まれる。

(ふじた・ともたか)

(旬刊商事法務)六二二・一六二三号)／  
二〇〇一年三月五日、一五日